

## 5章 防災指針

## 5.1 防災指針の目的と位置付け等

### 5.1.1 防災指針とは

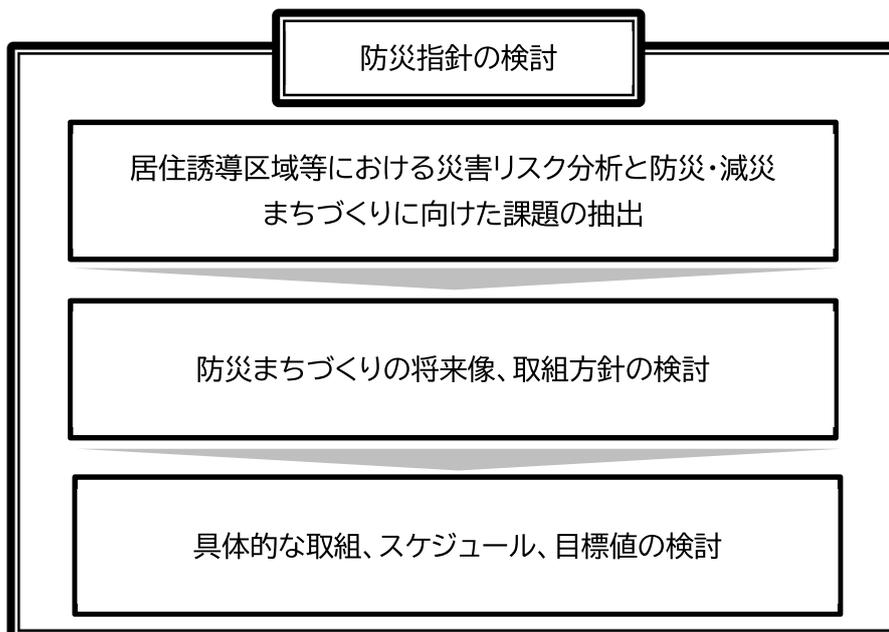
近年、全国の都市では局地的豪雨などの自然災害が頻発しており、人的被害及び経済被害が発生しています。特に、洪水や土砂災害などは頻発・激甚化の傾向を見せており、今後の気候変動などの環境変化によって更なる被害の拡大が懸念されています。

これらの大規模自然災害においても、防災まちづくりとコンパクトシティの取組を進める観点から、改正都市再生特別措置法※（令和2年9月施行）では、防災指針が立地適正化計画の記載事項として位置付けられました。

本市では、東日本大震災※以降、防災環境都市※を目指し、都市の強靱化や防災力の向上に資する施策を展開してきました。本市における防災・減災の考えを踏まえつつ、本計画においても、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の防災対策、安全確保策に取り組む防災指針を定めることで、計画的かつ着実な防災・減災対策を推進していきます。

### 5.1.2 検討すべき事項

防災指針の検討にあたっては、本市が抱える防災上の課題を明確にしたうえで、ハード・ソフトの両面から防災対策・安全確保策に取り組む観点から、以下の流れにより検討を行います。



## 5.2 ハザード情報等の収集・整理

### 5.2.1 本市において想定される災害リスクの整理

本市の居住誘導区域において、将来にわたり安全・安心な居住を確保する観点から作成する防災指針では、居住誘導区域の設定にあたり分析した災害リスクのほか、東日本大震災※、令和元年東日本台風等、本市が経験した様々な災害情報を収集・整理します。

なお、居住誘導区域の設定にあたっては、災害リスクの高い“災害レッドゾーン”は含んでいませんが、“災害イエローゾーン”のうち土砂災害警戒区域※については、災害リスク等を総合的に勘案した結果、一部を居住誘導区域に含めないこととし、洪水浸水想定区域※については、各河川流域で想定される30年～150年に一度の降雨規模（計画規模降雨：L1※）による浸水深が3m以上となる区域については、居住誘導区域に含めないこととしています。

災害の種類	災害リスク情報	都市計画運用指針	居住誘導区域の取扱い	情報をまとめたハザードマップ等
地震	地震ハザードマップ（揺れやすさ）	—	—	地震ハザードマップ（仙台市）
	地震ハザードマップ（液状化予想）			
	宅地造成履歴等情報マップ			宅地造成履歴等情報マップ（仙台市）
津波	東日本大震災時の津波シミュレーション	—	災害危険区域※は居住誘導区域から除外	仙台市震災復興計画参考資料
	津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定	赤色 黄色	本市において津波災害特別警戒区域※の指定はなし 本市において津波災害警戒区域※の指定はなし	宮城県が同法により公表した津波浸水想定
外水氾濫	洪水浸水想定区域（計画規模降雨：L1）	黄色	浸水深3m以上は居住誘導区域から除外	水防法に基づき国土交通省及び宮城県が公表する洪水浸水想定区域図
	洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2※）	黄色	—	
	ため池ハザードマップ	—	—	仙台市ため池ハザードマップ
内水氾濫	内水ハザードマップ	—	—	仙台市内水浸水想定区域図
土砂災害	土砂災害特別警戒区域※	赤色	全域を居住誘導区域から除外	宮城県の公表する指定区域図
	土砂災害警戒区域	黄色	一部を居住誘導区域から除外	

**赤色**：居住誘導区域に含めないこととすべき区域（災害レッドゾーン）

**黄色**：原則として、災害リスク等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、居住誘導区域に含めないこととすべき区域（災害イエローゾーン）

図 5-1 立地適正化計画において取扱う災害リスク

### 5.2.2 防災上の課題の整理

災害ごとのリスク分析を踏まえて、本市における防災上の課題を整理します。

※各種災害において対象とした災害の規模、災害リスク分析の詳細等については、  
[資料編：各種災害リスクの分析](#)としてまとめておりますので、参考としてください。

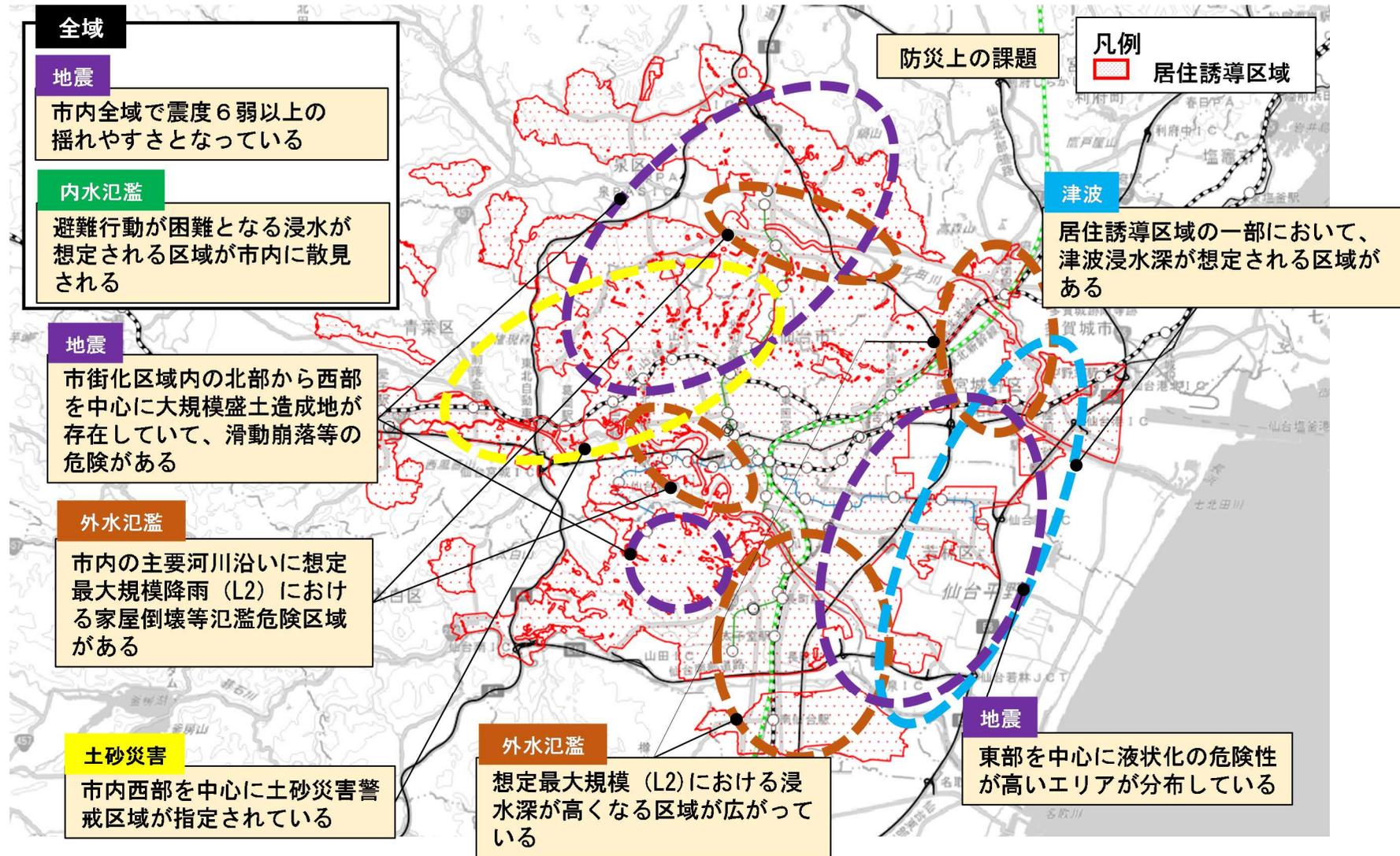


図 5-2 防災上の課題のまとめ

出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して作成

## 5.3 立地適正化計画における防災指針

### 5.3.1 防災指針の基本的な考え方

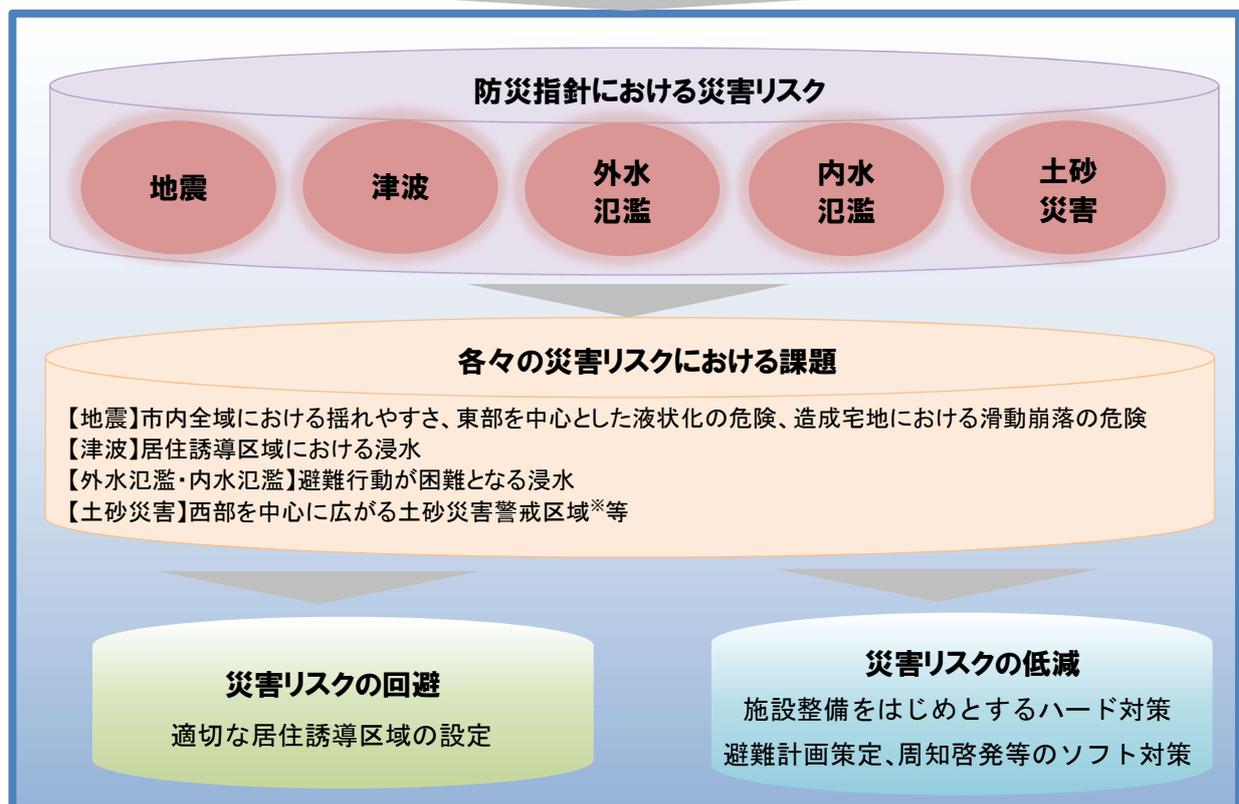
災害による被害を軽減するためには、各種災害リスクを把握し、市民・地域・行政がリスクを認識した上で、回避や低減を図る取組みを総合的に実施することが重要です。

災害リスクの回避は災害リスクの高い地域を居住誘導区域に含めない対策を中心に進めます。

災害リスクの低減は、流域治水プロジェクト\*等に位置付けられた事業の実施や避難先となる避難所の確保、備蓄物資等の充実、民間建築物等の防災機能強化といったハード対策と、避難計画の強化、ハザードマップの周知といったソフト対策を実施し、災害があった際の被害を最小限にとどめるための対策を中心に進めます。

#### 仙台市立地適正化計画 基本方針⑤

### 地域ごとの災害リスクを考慮した安全・安心な都市空間の形成



### 5.3.2 ハザードごとの取組方針と取組目標

ハザードの課題の整理を踏まえて、災害リスクの回避・低減の項目ごとに取組方針と目標を整理します。

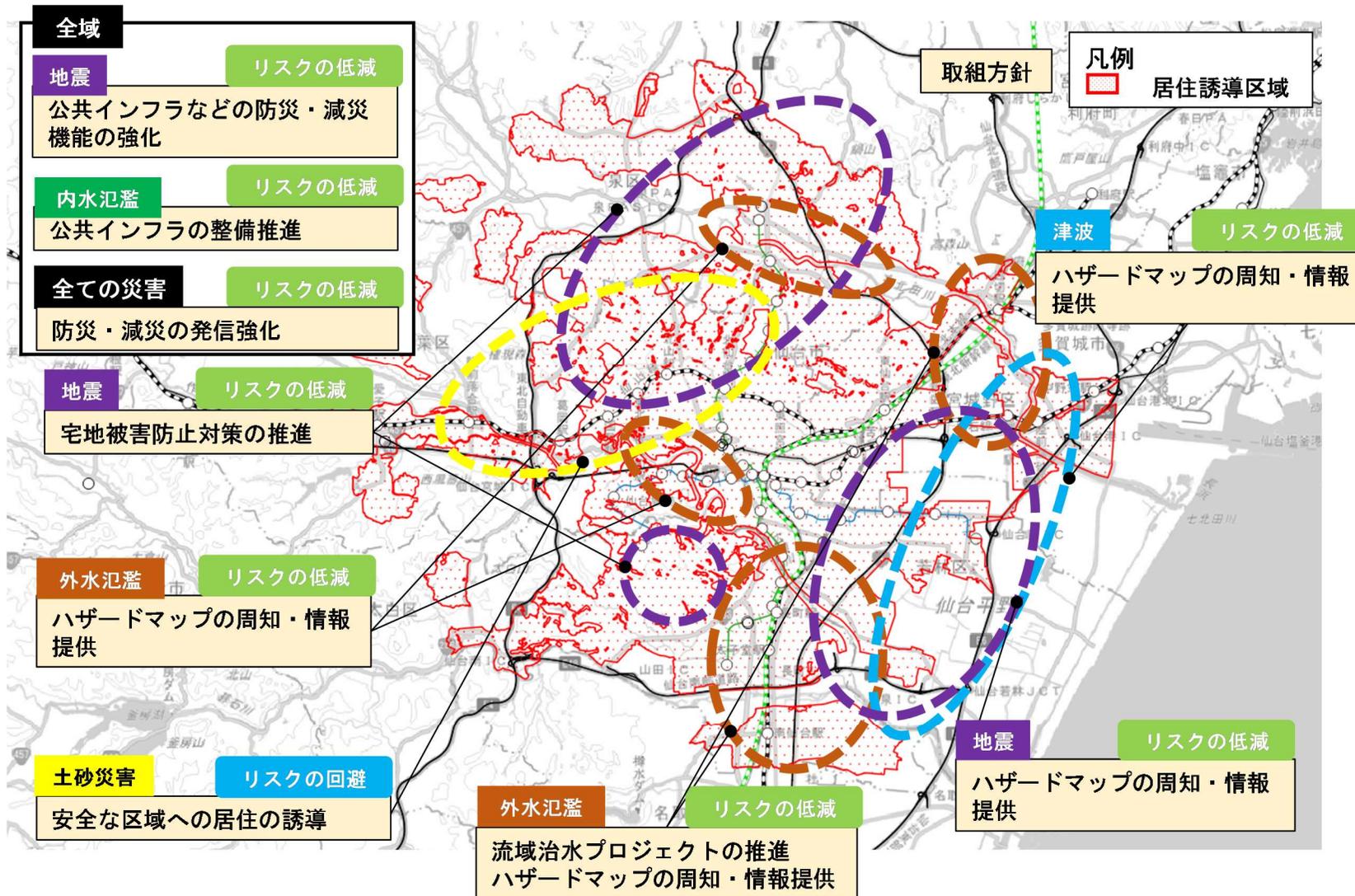


図 5-3 取組方針のまとめ

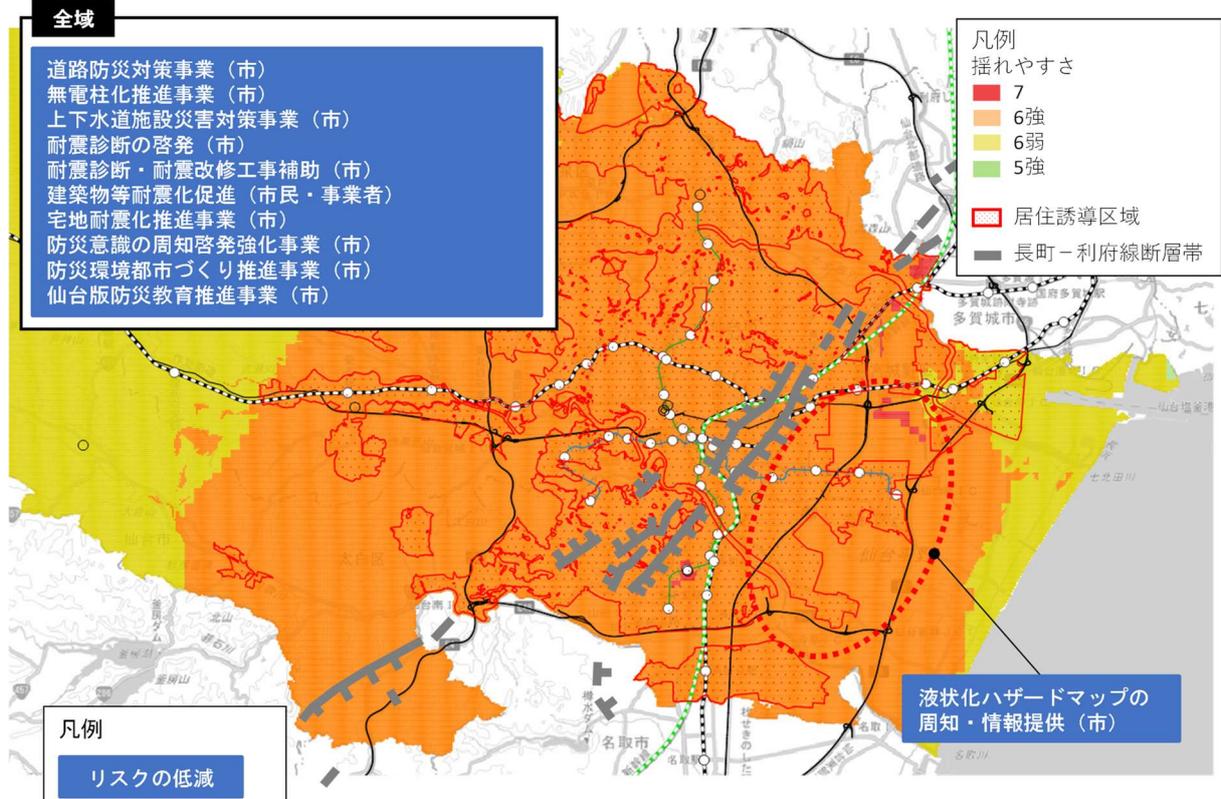
出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して作成

## 5.4 具体的な取組みとスケジュール

### 5.4.1 ハザードごとの具体的な取組み

ハード、ソフト両面から災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組を目標年次に至るまでの、短期（おおむね 5 年程度）、中期（おおむね 10 年程度）、長期（おおむね 20 年程度）により設定します。なお、具体的な取組みについては本市以外の主体による取組についても含めています。

# 1) 地震

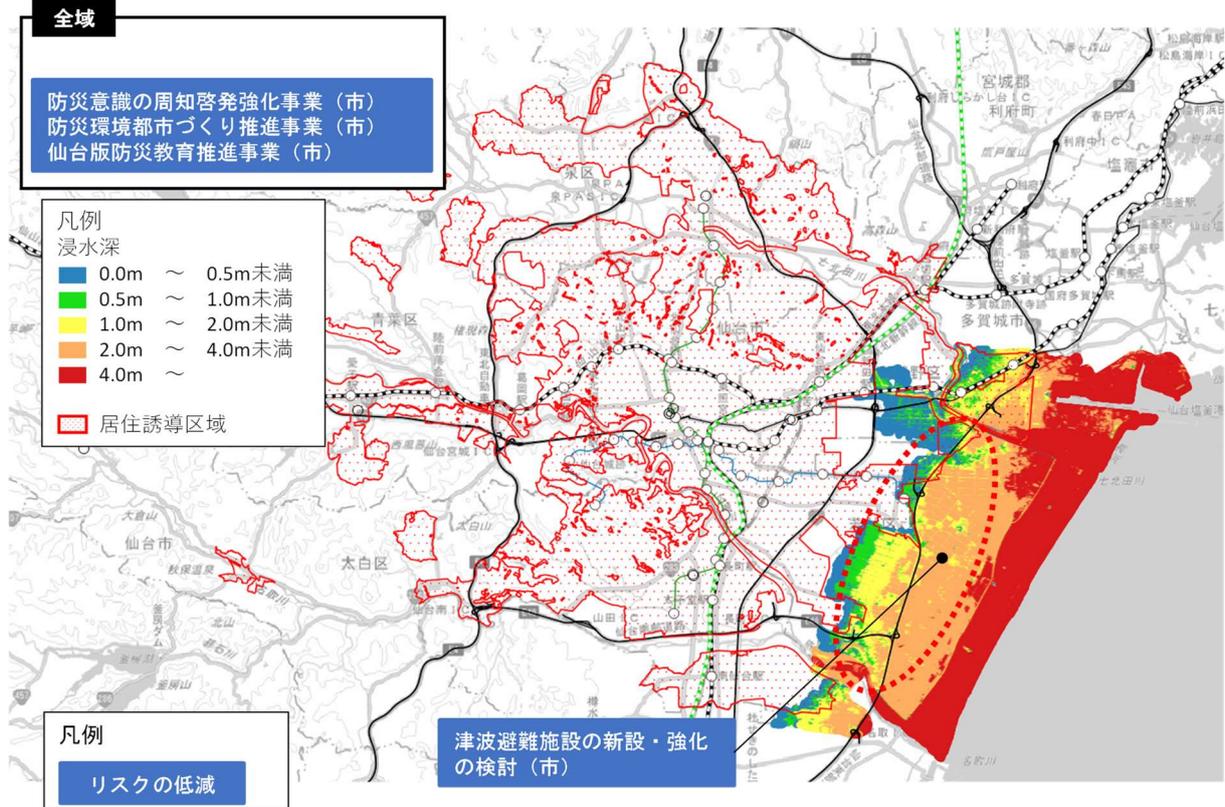


出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して作成

リスクへの対応	取組方針	取組	実施主体	実現時期の目標		
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
低減	公共インフラなどの防災・減災機能の強化	道路防災対策事業	市	→		
		無電柱化推進事業	市	→		
		上下水道施設災害対策事業	市	→		
	建築物等耐震化の促進	耐震診断の啓発	市	→		
		耐震診断・耐震改修工事補助	市	→		
		建築物等耐震化促進	市民事業者	→		
	宅地被害防止対策の推進	宅地耐震化推進事業	市	→		
	ハザードマップの作成・情報提供	液状化ハザードマップの周知・情報提供	市	→		
	防災・減災の発信強化	防災意識の周知啓発強化事業	市	→		
		防災環境都市づくり推進事業	市	→		
仙台版防災教育推進事業		市	→			

矢印の範囲が取組の実施期間を示しています。

## 2) 津波

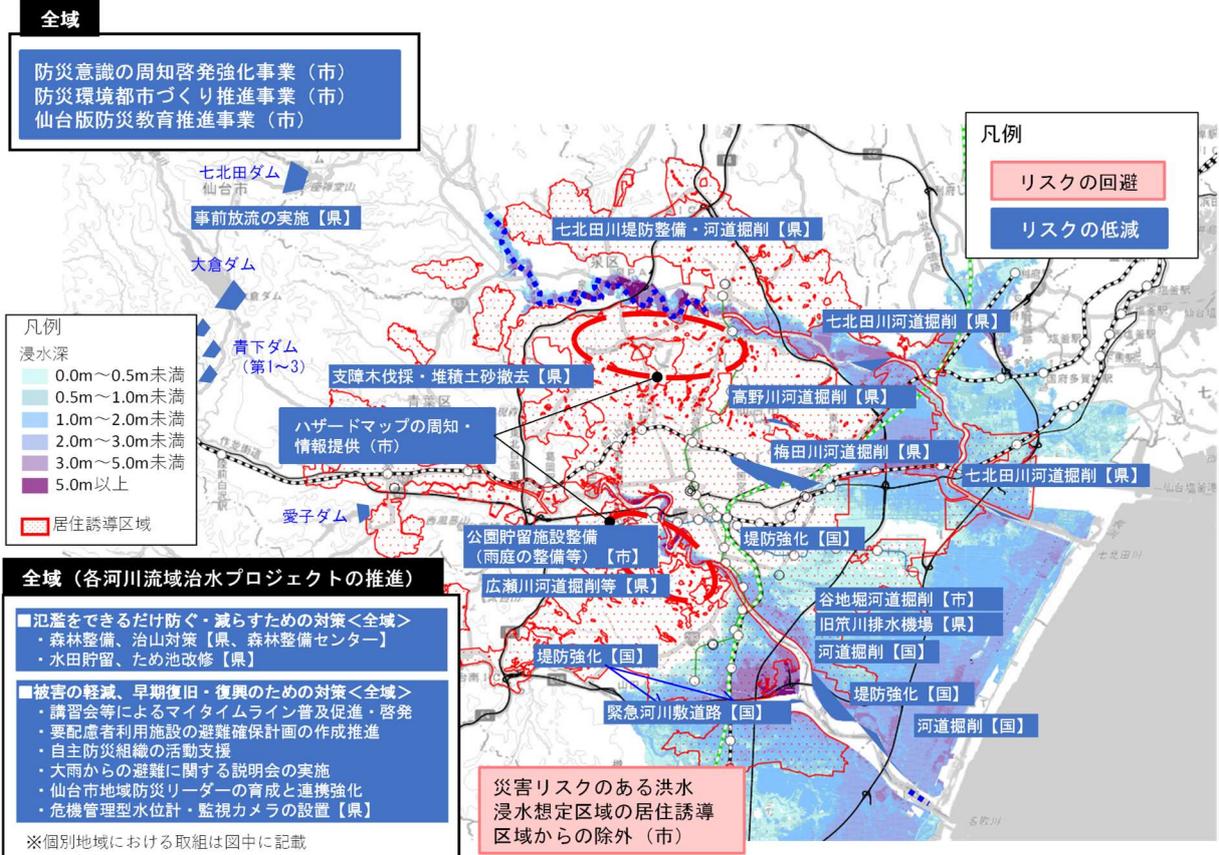


出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して作成

リスクへの対応	取組方針	取組	実施主体	実現時期の目標		
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
低減	津波避難施設の新設・強化の検討 防災・減災の発信強化	津波避難施設の新設・強化の検討	市	→		
		防災意識の周知啓発強化事業	市	→		
		防災環境都市づくり推進事業	市	→		
		仙台版防災教育推進事業	市	→		

矢印の範囲が取組の実施期間を示しています。

### 3) 外水氾濫

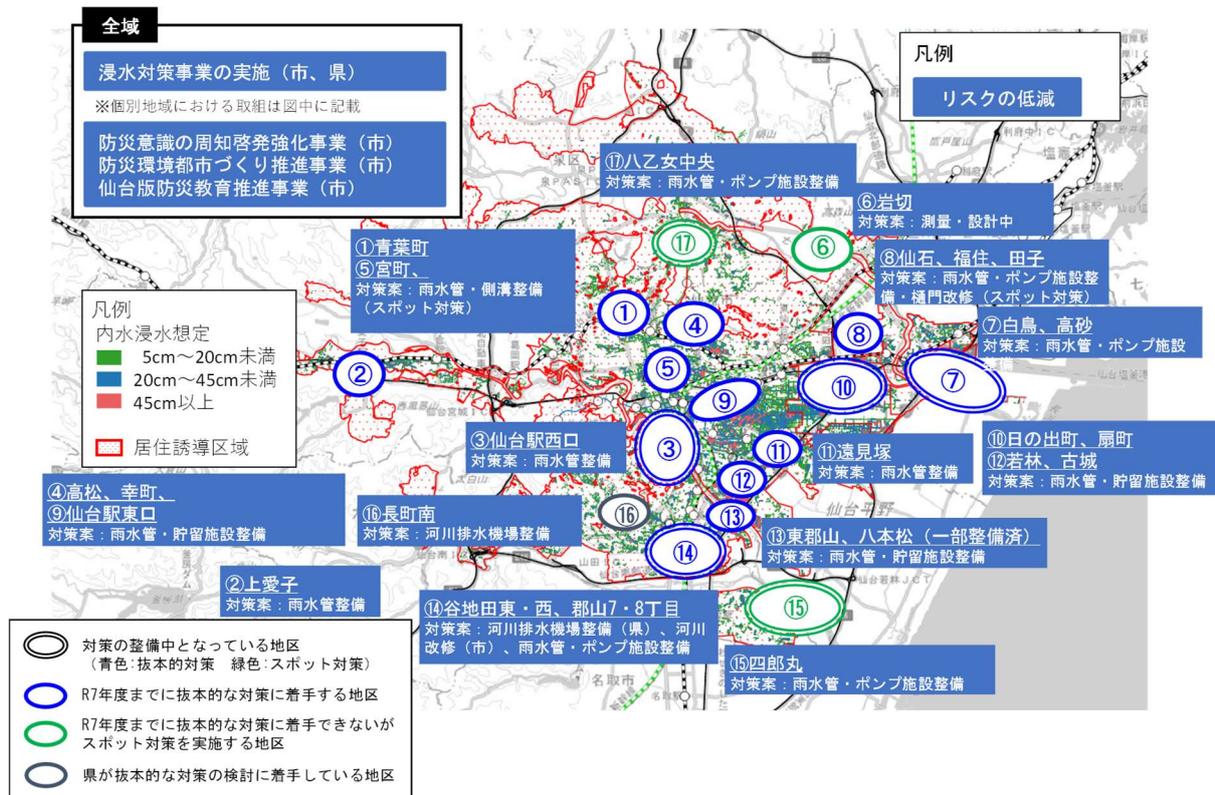


出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して作成

リスクへの対応	取組方針	取組	実施主体	実現時期の目標		
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
回避	安全な区域への居住の誘導	災害リスクのある土洪水浸水想定区域の居住誘導区域からの除外	市	→		
低減	公共インフラなどの防災・減災機能の強化	堤防整備・強化、河道掘削	国/県/市	→		
		堆積土砂撤去・支障木伐採	県	→		
		水田貯留、ため池改修	県	→		
		森林整備・治山対策等	県/森林整備センター	→		
		講習会等によるマイタイムライン普及促進・啓発	市	→		
		要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進	市	→		
		自主防災組織の活動支援	市	→		
		大雨からの避難に関する説明会の実施	市	→		
		仙台市地域防災リーダーの育成との連携強化	市	→		
		危機管理方針水位計・監視カメラの設置	県	→		
		排水機場整備	市	→		
		緊急河川敷道路	国	→		
		事前放流の実施	県	→		
		ハザードマップの作成・情報提供	ハザードマップの周知・情報提供	市	→	
	防災・減災の発信強化	防災意識の周知啓発強化事業	市	→		
		防災環境都市づくり推進事業	市	→		
		仙台版防災教育推進事業	市	→		

矢印の範囲が取組の実施期間を示しています。

#### 4) 内水氾濫

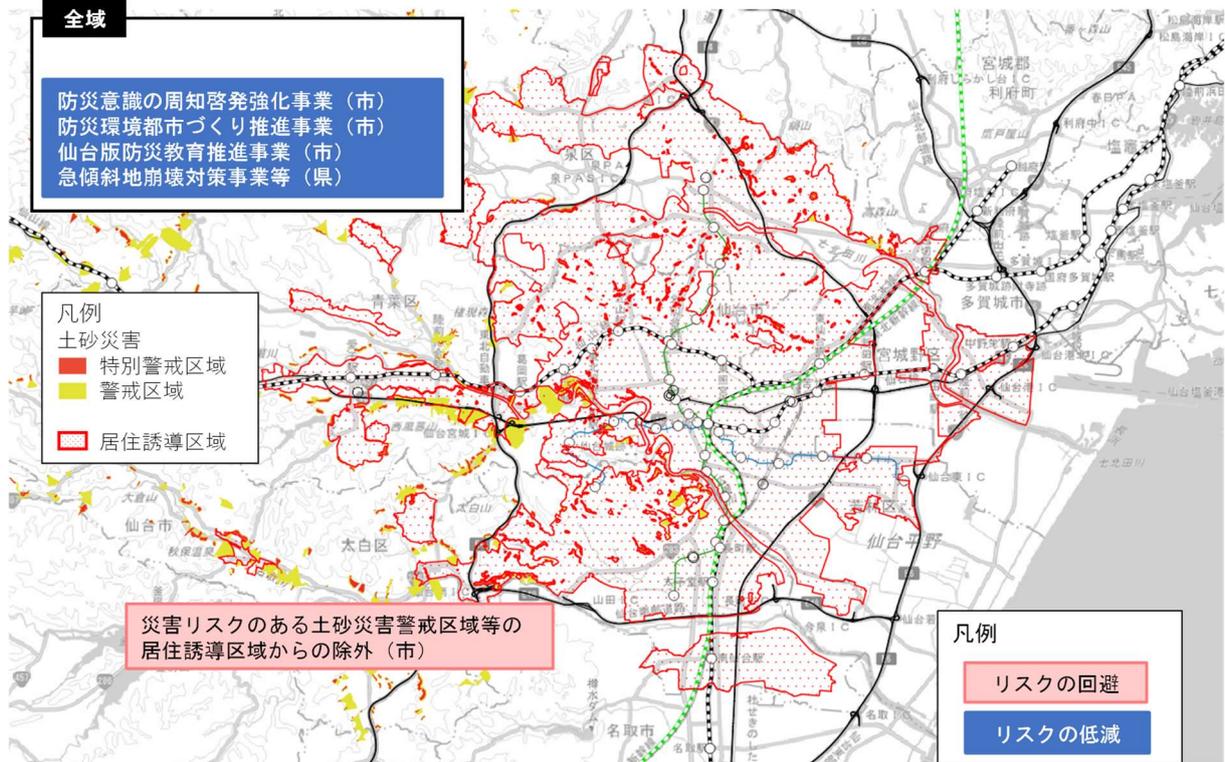


出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して作成

リスクへの対応	取組方針	取組	実施主体	実現時期の目標		
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
低減	浸水対策事業の実施	河川改修	市	→		
		雨水管整備	市	→		
		側溝整備	市	→		
		ポンプ施設整備	市	→		
		樋門改修	市	→		
		貯留施設整備	市	→		
		河川排水機場整備	県	→		
	防災・減災の発信強化	防災意識の周知啓発強化事業	市	→		
		防災環境都市づくり推進事業	市	→		
		仙台版防災教育推進事業	市	→		

矢印の範囲が取組の実施期間を示しています。

## 5) 土砂災害



出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して作成

リスクへの対応	取組方針	取組	実施主体	実現時期の目標		
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
回避	安全な区域への居住の誘導	災害リスクのある土砂災害警戒区域等の居住誘導区域からの除外	市	→		
低減	防災・減災の発信強化	防災意識の周知啓発強化事業	市	→		
		防災環境都市づくり推進事業	市	→		
		仙台版防災教育推進事業	市	→		
	急傾斜地崩壊対策事業等	急傾斜地崩壊対策事業等	県	→		

矢印の範囲が取組の実施期間を示しています。

#### 5.4.2 防災指針の目標値

災害ハザードごとの具体的な取組みを総括して、地域ごとの災害リスクを考慮した安全・安心な都市空間の形成を実現するための防災指針おける目標値を設定することとします。

防災指針の目標値は、次の6章「立地適正化計画の目標値」において記載します。

## 6章 立地適正化計画の目標値

本計画の理念となる『「多様な活動に挑戦できるまち・仙台」～複層的な都市機能<sup>※</sup>の集積と安全・安心な居住環境の形成～』を実現するためには、基本方針に沿った各種施策を着実に進める必要があります。これらの施策の進捗状況による効果を確認し、今後の計画や施策の見直し等の参考とするため、基本方針ごとに評価指標を設定します。

評価指標は、本計画の基本方針を踏まえた居住機能や都市機能の誘導などによる効果を長期的に観測する観点から以下のとおり設定し、目標年度は計画期間の2042（令和24）年度とします。

なお、基本方針⑤に対する評価指標は、防災指針における目標値の位置付けも踏まえて設定します。

表 6-1 基本方針ごとの評価指標

基本方針	指標	現況値	目標値
①世界とつながる最上級の都市空間を目指す都心の機能強化	都心における高次機能 <sup>※1</sup> 施設の新規竣工件数（件）	0 (2022（令和4）年度)	25 (2042（令和24）年度)
	②機能集約型の都市構造を支える各拠点の機能強化	広域拠点における地下鉄の年間利用者数（千人） 泉中央地区：9,630 長町地区：7,504 (2019（令和元）年度)	現状と同程度を維持 (2042（令和24）年度)
③質の高い公共交通を生かした都市機能の集積	仙台国際センター展示棟におけるイベント年間開催件数（回/年）	277 (2019（令和元）年度)	現状と同程度を維持 (2042（令和24）年度)
	④多様なライフスタイルに応じた持続可能で快適な居住環境の形成	JR在来線/地下鉄年間利用者数（百万人） JR：76 地下鉄：91 (2019（令和元）年度)	現状と同程度を維持 (2042（令和24）年度)
①～④の基本方針を総括	バス幹線区間、バス準幹線区間、フィーダー区間 <sup>※</sup> を運行するバスの年間利用者数（百万人）	47 (2019（令和元）年度)	現状と同程度を維持 (2042（令和24）年度)
	居住誘導区域の平均人口密度（人/ha）	62.1 (2015（平成27）年度)	現状と同程度を維持 (2042（令和24）年度)
⑤地域ごとの災害リスクを考慮した安全・安心な都市空間の形成	住みやすいまちだと思う市民の割合（%） <sup>※2</sup>	90.9 (2022（令和4）年度)	93.0 (2042（令和24）年度)
	仙台市地域防災リーダーの配置数（名）	774 (2022（令和4）年度)	現状と同程度を維持 (2042（令和24）年度)
	指定避難所における地域版避難所運営マニュアルの作成率（%）	98.9 (2020（令和2）年度)	100.0 (2042（令和24）年度)

※1 本計画において設定する集積促進施設のうち、高次機能を含む施設（P. 77 参照）

※2 各年度の「仙台市市民意識調査」において、「仙台市は住みやすいと思いますか」との設問に対して「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」と回答した人の割合

## 7章 計画の総合的な推進

## 7.1 計画の管理について

### 7.1.1 法令等の指定状況による区域の見直し、変更

居住誘導区域に含めないものとされている区域等の指定状況のうち、「法令により、居住誘導区域に含めない区域（都市再生特別措置法<sup>※</sup>第 81 条第 19 項、同法施行令第 30 条）」が新たに指定され、居住誘導区域から除外されることとなった場合には、本計画の見直しを待たずに区域を変更することとなります。

また、「原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（都市計画運用指針<sup>※</sup>）」や「総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（都市計画運用指針）」、「居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域（都市計画運用指針）」、「本市独自に居住誘導区域に含まないこととした区域」に係る区域の指定等があった場合は、本計画の見直しの機会等を捉え、必要に応じて誘導区域への反映を検討し、個別に判断を行うこととします。

### 7.1.2 計画見直しにあたっての考え方

本計画の計画期間は基本計画及び都市計画マスタープラン<sup>※</sup>と同様に 21 世紀半ば（2050（令和 32）年頃）を見据えた都市像の実現を目指すこととしていますが、本計画を着実に進捗させていくためには、人口の動向等の社会情勢や計画の進捗状況を確認し、計画に対する定期的な評価を行うことが重要です。そのため、国勢調査<sup>※</sup>や都市計画基礎調査<sup>※</sup>等の各種データを活用して前述の目標値の達成状況を確認する等、計画の評価を概ね 5 年ごとに行い、必要に応じて本計画を見直します。

また、本計画は都市計画マスタープランとの調和を保つことや、地域公共交通計画<sup>※</sup>をはじめとする関連計画等と整合を図る必要があるため、その内容を踏まえ、本計画の見直しを検討することとします。

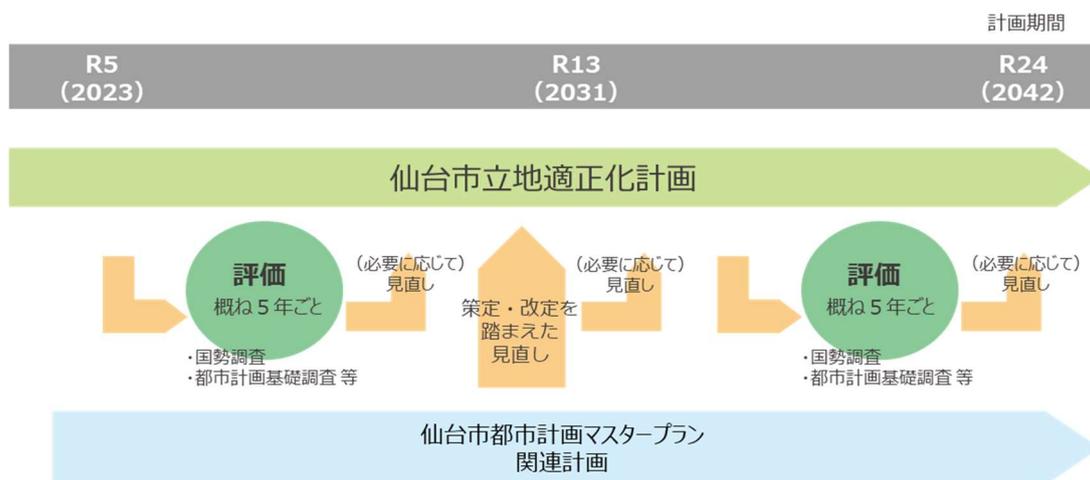


図 7-1 計画の評価・見直しのイメージ

## 7.2 届出制度

一定規模以上の住宅の立地に係る行為を居住誘導区域外で行う場合や、本計画で設定した誘導施設を、誘導を図る都市機能誘導区域外に立地等する場合には、当該行為を行う 30 日前までに市への届出が必要となります。

対象となる届出行為の種類は以下の通りですが、各々の詳細については、「仙台市立地適正化計画に係る届出制度の手引き（下記 HP リンク）」をご参照ください。

（HP：<https://www.city.sendai.jp/>〇〇（策定後に公表））

### 7.2.1 居住誘導に関する届出

対象区域内の居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発を行う場合は、都市再生特別措置法\*第 88 条の規定に基づき、行為に着手する 30 日前までに市への届出が必要となります。

届出の対象となる行為は以下のとおりです。

#### ●開発行為

- ・3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為\*を行う場合
- ・1 戸または 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの

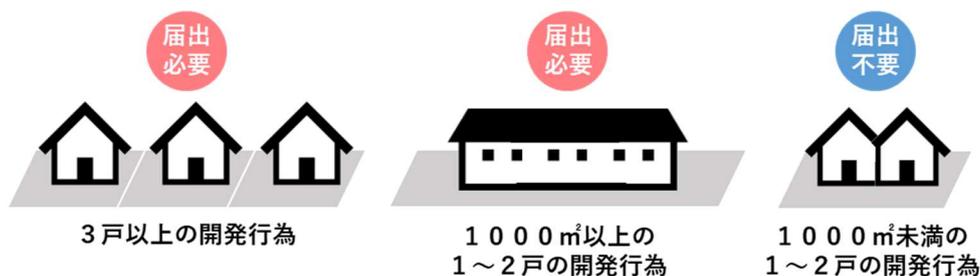


図 7-2 開発行為のイメージ

#### ●建築等行為

- ・3 戸以上の住宅を新築する場合
- ・建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

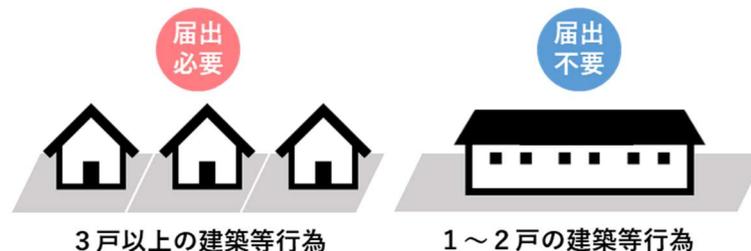


図 7-3 建築等行為のイメージ

## 7.2.2 都市機能誘導に関する届出

都市機能誘導区域以外の地域に誘導施設を立地する場合や、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止・廃止する場合、事前に届け出が必要となります。（都市再生特別措置法\*第 108 条及び第 108 条の 2）

対象となる届出行為の種類は以下の通りですが、各々の詳細については、「仙台市立地適正化計画に係る届出制度の手引き（下記 HP リンク）」をご参照ください。

（HP：<https://www.city.sendai.jp/>〇〇（策定後に公表））

### 例) 商業施設の新築等を行う場合

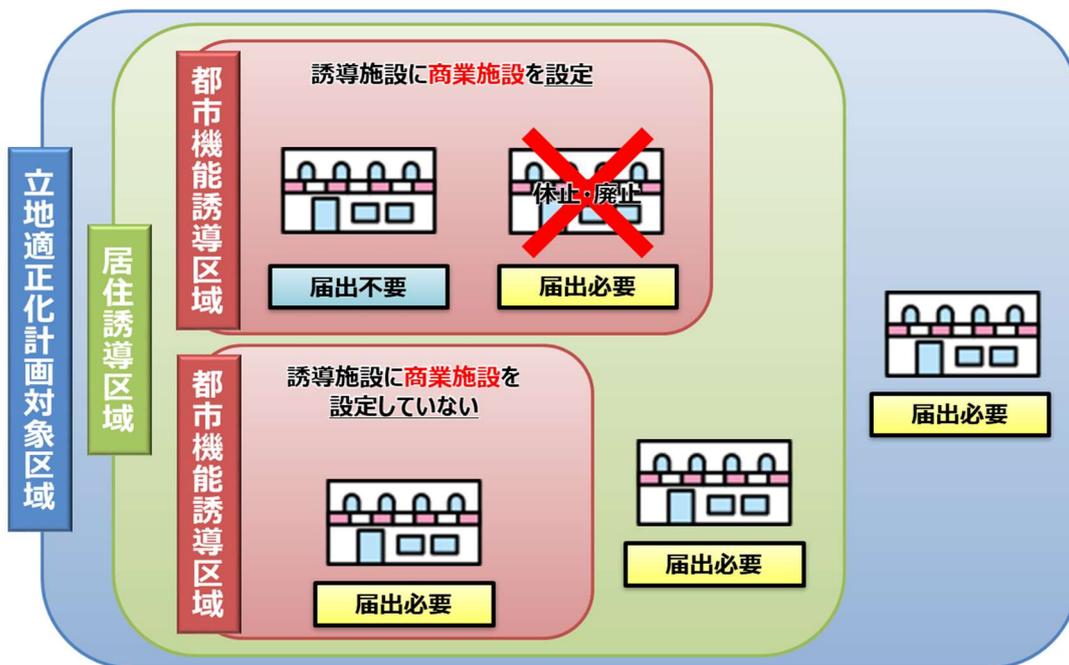


図 7-4 誘導施設の立地等に関する届出のイメージ

## 参考資料

## 仙台市都市計画審議会・協議会での検討経過

年 月 日	会 議	内 容
令和 3(2021)年 11 月 2 日	仙台市都市計画協議会意見聴取 (第 1 回)	立地適正化計画制度の概要と 策定に向けたスケジュールについて
令和 4(2022)年 2 月 3 日	仙台市都市計画協議会意見聴取 (第 2 回)	現状分析結果と誘導区域・誘導施設の 設定方針について
令和 4(2022)年 5 月 24 日	仙台市都市計画協議会意見聴取 (第 3 回)	計画骨子案について
令和 4(2022)年 8 月 29 日	仙台市都市計画協議会意見聴取 (第 4 回)	計画素案について
令和 4(2022)年 10 月 11 日	仙台市都市計画協議会意見聴取 (第 5 回)	計画素案(修正版)について
令和 4(2022)年 11 月 7 日	仙台市都市計画協議会意見聴取 (第 6 回)	計画中間案について

## ◆仙台市都市計画審議会（協議会）委員名簿

（敬称略）

会長 姥浦 道生 東北大学大学院教授	会長代行 青木 俊明 東北大学大学院教授 （令和4年4月1日～）
阿部 未央 東北学院大学教授 （令和4年4月1日～）	石川 建治 仙台市議会議員
大坪 和香子 東北大学大学院助教 （令和4年4月1日～）	加藤 和彦 仙台市議会議員
鎌田 城行 仙台市議会議員	菅野 芳人 仙台弁護士会
菊地 崇良 仙台市議会議員	今野 薫 仙台商工会議所専務理事
佐藤 孝治 宮城県警察仙台市警察部長 （令和4年3月25日～）	庄司 俊充 仙台市議会議員
鈴木 賢司 市民委員 （令和4年8月1日～）	鈴木 広康 仙台市議会議員
田中 由紀 国土交通省東北運輸局長	谷本 裕香子 東北工業大学講師 （令和4年4月1日～）
手島 慧 市民委員 （令和4年8月1日～）	嶺岸 若夫 仙台市農業委員会会長職務代理者 （令和4年4月1日～）
山本 巧 国土交通省東北地方整備局長 （令和4年8月1日～）	渡辺 敬信 仙台市議会議員

---

（稲田 雅裕）国土交通省東北地方整備局長  
（令和4年3月31日まで）  
（佐々木 均）仙台市農業委員会会長  
（令和4年3月31日まで）  
（高橋 直子）宮城県建築士会  
（令和4年3月31日まで）  
（福井 大輔）市民委員  
（令和4年7月31日まで）  
（本多 恵子）市民委員  
（令和4年7月31日まで）

●（奥村 誠）東北大学大学院教授  
（令和4年3月31日まで）  
（佐藤 宏樹）宮城県警察仙台市警察部長  
（令和4年3月24日まで）  
（多田 千佳）東北大学大学院准教授  
（令和4年3月31日まで）  
（福島 路）東北大学大学院教授  
（令和4年3月31日まで）

※氏名が括弧書きの委員は、意見聴取を開始（2021（平成3）年11月2日）してから、都市計画審議会への諮問（2023（令和5）年3月）までの間に交代している委員で、委員に就任していた当時の所属を記載しています。

※●：在任中に会長職であったことを示します。

## あ

### 【イノベーション】

革新。新たなものを創造する変革を起こすことで、経済や社会に付加価値を生み出すことを表す言葉として使われている。

### 【インフラ】

インフラストラクチャーの略語。一般的には、道路や鉄道、上下水道、港湾などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などのことをいう。

### 【ウォークابل】

「歩く」の“walk”と「～できる」の“able”を組み合わせて作られた「歩くことができる、歩きやすい」という意味の形容詞“walkable”（ウォークابل）の名詞形で、地域環境の歩きやすさを表す概念。

### 【エリアマネジメント】

住民・事業主・地権者などによる、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上するための主体的な取り組み。

### 【エリアプラットフォーム】

行政をはじめ、まちづくりの担い手であるまちづくり会社・団体、まちづくりや地域課題解決に関心がある企業、自治会・町内会、商店街・商工会議所、住民・地権者・就業者などが集まって、まちの将来像を議論・描き、その実現に向けた取組（＝まちづくり）について協議・調整を行うための場。

### 【オープンスペース】

道路や広場等の公共施設及び民間施設における公開空地等の公共的な空間。

## か

### 【開発行為】

主として建築物またはコンクリートプラントやゴルフ場などの工作物を建設する目的で行う土地の区画形質の変更。都市計画法により市街化区域内での一定規模以上の開発行為や市街化調整区域での開発行為については、市長の許可を受ける必要がある。

### 【河川整備計画】

河川法に基づき各河川管理者が定める計画。計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する事項をまとめたもの。

### 【義務的経費】

歳出を経費の性質で分類した際に、任意に削減することができない経費である人件費・扶助費・公債費に該当するもの。

### 【急傾斜地崩壊危険区域】

崩壊するおそれのある急傾斜地で、相当数の居住者等に被害のおそれのある土地、または隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、都道府県知事が指定する区域。

### 【緊急輸送道路】

大規模な災害が起きた場合において、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧など広域的な応急対策を行うために重要な路線として位置付けられた道路。

**【グリーンビルディング】**

エネルギーや水の使用量削減、施設の緑化など、建物全体の環境性能が高まるよう最大限配慮された建築物の総称。

**【グループホーム】**

共同生活住居。

**【計画規模降雨：L1】**

河川整備基本方針に示された降雨規模（30年～150年に一度の降雨）。

**【原生自然環境保全地域】**

その区域における自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持しており、当該自然環境を保全することが特に必要な地域で、自然環境保全体法に基づき環境大臣が指定するもの。

**【洪水浸水想定区域】**

水防法に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知および周知する河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

**【交通結節点】**

フィーダー区間のアクセス駅など、交通施設が集中し、大勢の人が集まるため、都市再生の核として高い利便性と可能性を有する区域。

**【国勢調査】**

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われるもの。

**【国土交通白書】**

国土交通省の施策全般に関する年次報告として毎年公表されている白書。

**【国土数値情報】**

国土形成計画、国土利用計画の策定等の国土政策の推進に資するため、地形、土地利用、公共施設などの国土に関する基礎的な情報をGISデータとして整備したもの。

公開に差し支えないものについて、「地理空間情報活用推進基本法」等を踏まえて国土交通省が無償で提供している。

**【コンベンション】**

国内外からの参加者を集めて行われる大きな会議や学会などの催し。

## さ

**【災害危険区域】**

建築基準法に基づき、地方公共団体が指定する津波、高潮、出水等による危険の著しい区域で、災害防止上必要な居住用建築物の建築を制限する区域。

**【採草放牧地】**

農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。

**【砂防指定地】**

砂防法に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限するべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域。

**【市街化区域】**

市街化を促進する区域として、都市計画で定める区域。既成市街地や、概ね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域に指定される。

**【市街化調整区域】**

市街化を抑制すべき区域。

**【地すべり防止区域】**

地すべりが発生、または危険性のある区域と、その区域に隣接し、地すべりの助長・誘発、またはその危険性がある地域で、一定の行為制限の必要があり、地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域。

### 【浸水被害防止区域】

特定都市河川浸水被害対策法に基づき都道府県知事が指定する、人の生命・身体を保護するため、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがあり、開発規制・建築規制を措置する区域。

### 【スマートウェルネス住宅】

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境を有する住宅。

### 【想定最大規模：L2】

当該地域において想定される最大の降雨規模（1,000年に一度の降雨）。

## た

### 【代表交通手段】

1 トリップの中で使用した交通手段において、予め設定した優先度が最も高い交通手段のこと。優先度は、鉄道、バス、自動車、二輪車、徒歩の順となる。

### 【代表交通手段分担率】

トリップの総量に占める代表交通手段毎の割合。

### 【地域公共交通計画】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地方公共団体が作成する計画。まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成や地域における輸送資源の総動員等を計画に位置付け、地域が自ら公共交通をデザインするもの。

### 【地域交通】

公共交通のサービスレベルが低い地域等において、通勤・通学、通院、買い物等の日常生活に必要な目的のために運行する、民間事業者等による既存の公共交通を補完する交通手段。

### 【地域防災計画】

災害対策基本法で定められた防災基本計画に基づき、都道府県防災会議が作成及び必要に応じて修正する計画。

### 【地区計画】

地域特性に応じたきめの細かい環境整備を行うために、住民等の合意のもとに都市計画として定めるもの。具体的には、地区内の道路、公園の配置や建築物の用途、大きさ、デザインを定めるもののほか、一定の条件のもとに容積率制限や斜線制限を緩和するものもある。

### 【地形地物】

地形（土地起伏の形状）と地物（地上にある人為的な建物、橋、鉄道、道路等、ならびに自然の河川、植生等の総括的な名称）のこと。

### 【津波災害警戒区域】

津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が指定する、警戒区域のうち、津波が発生した場合に建築物の損壊等、又は人の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地で、一定の開発行為や建築、用途の変更の制限をすべき土地の区域。

### 【津波災害特別警戒区域】

津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が指定する、津波が発生した場合に人の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地で、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。

### 【投資的経費】

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

**【特別環境保全区域】**

歴史的遺産と一体となった緑豊かな丘陵など、自然環境がよく保たれ、広瀬川や流域の自然景観と密接にかかわる眺望域として欠くことのできない区域として、広瀬川の清流を守る条例に基づき指定される。

**【(自然公園法に規定する) 特別地域】**

風致を維持するため、公園計画に基づいて国立公園または国定公園の区域(海域を除く)内に指定する区域。国立公園は環境大臣により、国定公園は都道府県知事により指定される。

**【(自然環境保全法に規定する) 特別地区】**

自然環境保全地域(原生自然環境保全地域以外の区域で、自然環境保全法に規定する条件に該当し、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な区域)に関する保全計画において、自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地に指定される区域。

**【特別用途地区】**

用途地域の土地利用の規制に加え、その地区特有の目的に応じて規制の強化や緩和を行うことにより、土地利用の向上や環境の保護等を図るため指定される地区。市の条例により建築物の制限が行われる。

**【特別緑地保全地区】**

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市緑地法に基づき、風致または景観が優れており、かつ該当地域の住民の健全な生活環境を確保するために定める区域。地区内では建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などが原則禁止される。

**【都市機能】**

都市の持つ様々な働きやサービス。商業、業務、工業、流通、居住などの機能をはじめ、これを支える交通、ライフライン、各種処理施設などの機能に加え、教育、文化、芸術、交流、娯楽、政治、行政などの都市におけるあらゆる活動主体の多様なニーズに対応する機能の総称。

**【都市計画運用指針】**

都市計画制度全般にわたっての考え方を参考として広く一般に国が示したもの。

**【都市計画基礎調査】**

市街化区域及び市街化調整区域、用途地域などの都市計画の策定や見直しなどの基礎資料として利用するため、おおむね5年ごとに都市計画区域において、人口、産業、土地利用、都市施設などの現況及びその見直しについて実施している調査。

**【都市計画区域】**

都市計画法に基づき、一体的な都市として整備、開発及び保全する必要がある区域。原則として都道府県が指定する。

**【都市計画マスタープラン】**

都市計画法に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針として定めるもの。

**【(特定) 都市再生緊急整備地域】**

都市の再生の拠点として、都市開発事業などを通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進するため、都市再生特別措置法に基づき政令で指定される地域。なお、特定都市再生緊急整備地域は、都市再生緊急整備地域の内から、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で指定される地域。

なお、特定都市再生緊急整備地域は、都市再生緊急整備地域の内から、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で指定される地域。

### 【都市再生特別措置法】

平成 13 年の緊急経済対策において都市の再生を目指す 21 世紀型の都市再生プロジェクトの推進や土地の有効利用等都市の再生に関する施策を総合的に推進することを目的として平成 14 年に施行された法律。平成 26 年の改正により、立地適正化計画制度が創設された。

### 【都市再生特別地区】

都市再生緊急整備地域内において都市の再生に貢献し、特別の用途、容積、高さなどの建築物の建築を誘導する必要がある区域として、都市計画で定める地区。

### 【都市施設】

道路、公園、下水道等、都市機能の確保のために必要なまちづくりの骨格となる施設。このような施設のうち必要なものを都市計画決定している。

### 【(せんだい) 都心再構築プロジェクト】

「杜の都」仙台の都市個性を生かしながら、賑わいと交流、そして継続的な経済活力を生み出し続ける躍動する都心を目指し、市民や事業者の方々等との連携のもと、挑戦を重ねながら都心部の機能強化を進めていくプロジェクト。令和元年 7 月に第一弾施策、令和 2 年 9 月に第二弾施策を公表。

### 【土砂災害警戒区域】

土砂災害防止法に基づき、土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域。

### 【土砂災害特別警戒区域】

土砂災害防止法に基づき、避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域。

### 【土地区画整理事業】

健全な市街地として整備するために、土地所有者が土地の一部を提供しあい、道路、公園、下水道などの公共施設を総合的に整備するとともに、敷地の利用を増進するため個々の宅地を整然と道路に面するよう、区画形質の変更を行う事業。

## な

### 【農用地区域】

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により設定される農用地として利用すべき土地。

## は

### 【バリアフリー化】

高齢者や障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者などの全ての障害者)等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するための取組み。

### 【パーソントリップ調査】

「どのような人が」「いつ」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動しているのかを調べる調査。

### 【東日本大震災】

2011(平成 23)年 3 月 11 日 14 時 46 分に、三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東 130km 付近で発生した、深さ 24km を震源とする地震による災害。マグニチュードは、1952(昭和 27)年のカムチャッカ地震と同じ 9.0 で、日本国内観測史上最大規模、アメリカ地質調査所によれば、1990 年以降、世界で 4 番目の規模。

### 【フィーダー区間】

主に鉄道を利用する移動の場合に、自宅から駅までの端末的な輸送を行う区間。

### 【扶助費】

社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

### 【保安施設地区（に予定された地区）】

森林の造成事業または森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う際に、その事業を行うのに必要な限度において指定される森林または原野などの土地。

### 【保安林（の区域）】

森林に対して指定するものであり、森林を健全な状態に保全し、水源のかん養、災害の防備、公衆の保健等森林の公益的機能を十分に発揮することによって自然の猛威から土地や生命を守り、人々に憩いの場や良質な水・空気を提供して豊かな暮らしに役立てようとするもの。

### 【保安林予定森林（の区域）】

保安林の指定をしようとするときに、あらかじめ通知する指定予定の森林。

### 【防災環境都市】

本市が歴史の中で築き上げてきた、豊かな自然と市民の暮らしや都市機能が調和した「杜の都」としてのまちづくりに、東日本大震災の経験や教訓を踏まえて、防災の視点を織り込んだ都市のあり様を示すスローガン。安全に安心して市民生活や経済活動を営むことができる、持続可能な魅力あるまちづくりを国内外に発信し、都市の価値を高めていくための取り組みを進めている。

## ま

### 【MaaS】

「Mobility as a Service」の略で、目的地までのルートや移動手段、さらには街なかの飲食・物販、イベント等の検索・予約・決済等に至るまで、スマートフォンのアプリ等で一括して行うことができる仕組みのこと。

### 【MICE】

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

### 【まちづくり支援専門家派遣制度】

地域が主体的に行うまちづくり活動を支援し、地域特性や資源を生かした個性あるまちづくりを推進するため、まちづくりを行っている団体にまちづくり専門家を派遣することにより、専門的な助言やまちづくりに関する情報提供などを行っていく制度。まちづくり活動の性格や熟度に応じて、まちづくりアドバイザーまたはまちづくりコンサルタントを派遣する。

### 【モビリティ・マネジメント】

一人ひとりのモビリティ（移動）が個人的にも社会的にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした公共交通の利用促進施策。一人ひとりが、自分の目的に合わせて、自動車交通と公共交通を上手く使い分けるといった行動変化により、公共交通への利用転換が図られる。

## や

### 【容積率】

敷地面積に対する建築延べ面積の割合のこと。用途地域等に応じて定められている。

### 【用途地域】

建築物の用途や建蔽率、高さなどに制限を加えることにより多種多様な用途の建築物の混在を防止し、地域特性に応じた良好な都市環境を形成することを目的として都市計画を定める地域。13種類に区分され、用途地域ごとの具体的な建築制限については、建築基準法で定められている。

## ら

### 【リノベーション】

革新、刷新、修復。既存の施設や機能に新たな要素を加える等により、従来の性能を向上させて新たな付加価値を生み出す手法の意味で用いられる。

### 【流域治水プロジェクト】

近年の気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、上流、下流、本川、支川の流域全体を俯瞰し、河川整備、雨水貯留浸透施設、土地利用規制、利水ダムの事前放流など、あらゆる関係者の協働による治水対策の全体像をとりまとめた取り組み。

### 【流通業務地区】

当該都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、流通業務市街地として整備すべき地域について、都市計画に定めるものであり、地区内では、流通業務に関連する施設以外の設置が規制される。